

【意匠：論点】

問Ⅰ

類似意匠制度を廃止し関連意匠制度を設けた趣旨、意匠権の効力が登録意匠に類似する意匠にまで及ぶと規定している趣旨及び関連意匠制度に係る平成18年法改正の趣旨に関する理解を問う。

問Ⅱ

侵害訴訟の被告側の立場で検討すべき項目について、特に、先出願による通常実施権、先使用による通常実施権（意匠登録出願における補正が要旨を変更するものと意匠権の設定登録後に認められたときの扱いを含む）及び意匠権者の権利行使の制限等に関する理解を問う。